

横浜市建築基準条例の一部改正 に関する意見募集について

横浜市では平成3年に横浜市建築基準条例（以下「条例」といいます。）を改正し、床面積が1,000㎡を超える共同住宅等について、用途地域及び住戸数に応じた駐車施設（住戸数×駐車場確保率）の設置を義務付けました。

その後の社会情勢の変化を踏まえ、本規制について実態に見合った基準となるよう改正します。
つきましては、この改正に関する意見を市民の皆様から募集します。

1 改正の概要

条例第4条の3（用途地域内における敷地の駐車施設）について、以下の改正を行います。

(1) 対象規模の見直し

対象となる共同住宅等の規模について改正します。

現行：住居の用に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの
改正案：住居の用に供する部分の床面積の合計が 2,000平方メートル を超えるもの

(2) 駐車台数基準の見直し

ア 用途地域別の駐車台数確保率の見直し

用途地域ごとにおける駐車台数確保率を改正します。

用途地域	駐車台数確保率（現行）	駐車台数確保率（改正案）
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域	50%以上	30%以上
第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域	40%以上	30%以上
近隣商業地域、商業地域	20%以上	10%以上
準工業地域、工業地域	40%以上	30%以上

イ 小規模住戸の低減措置

住戸数の算定について、小規模住戸の算定方法を改正します。

現行：住戸の規模に関わらず、附置義務対象の住戸数として1住戸1カウントする。
改正案： 小規模住戸（30㎡以下）については、1住戸1/3カウントとする。

(3) その他

上記の改正に伴い、所要の改正を行います。

2 施行予定日

令和5年1月（予定）

3 意見募集要領

■意見募集期間

令和4年7月29(金)から8月29日(月)まで(必着。郵送の場合は当日消印有効。)

■ご意見の提出方法

別添の意見投稿用紙にご記入の上、以下のいずれかの方法によりご提出願います。
なお、電話でのご意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

① 郵送または持参(持参の場合は、平日の8:45~17:15にお願いします。)

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10 横浜市庁舎25階
横浜市建築局建築指導部建築企画課

② ファクシミリ FAX番号:045-550-3568

③ 電子メール Eメール: kc-kkikenkoubo@city.yokohama.jp

■問い合わせ先

横浜市建築局建築指導部建築企画課 電話:045-671-2933

■その他

①寄せていただいたご意見と、それに対する横浜市の考えは、横浜市建築局建築指導部建築企画課のホームページで公表します。

②「電話でのご意見の受付」及び「ご意見への個別の回答」は、いたしませんので、あらかじめご了承ください。

③寄せていただいたご意見は、本件の目的以外に使用いたしません。

④御意見の提出に伴い取得したメールアドレス、FAX番号等の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。